

広島県告示第百五十六号

昭和二十五年広島県告示第五百七十七号（学校法人の行うことのできる収益事業の種類）の一部を次のように改正する。

平成二十一年二月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

本則中「収益事業」の下に「（当該学校法人の設置する学校（私立学校、私立各種学校又は私立専修学校をいう。以下同じ。）の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。）」を加え、「日本標準産業分類（平成五年総務庁告示第六十号）」を「日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六十八号）」に改め、本則第二号中「（昭和二十三年法律第百二十二号）」の下に「第二条各項（第二項及び第三項を除く。）」を加え、本則第三号中「私立学校、私立各種学校又は私立専修学校（以下「学校」という。）」を「学校」に改め、本則第四号を次のように改める。

四 自己の名義をもつて他人に行わせるもの